南港北中学校区　学校再編整備計画

教育環境の確保及び教育活動の充実を目的とした学校配置の適正化を推進するため、次のとおり南港北中学校区における学校再編整備計画を策定する。

記

１　学校再編整備の対象校

・南港光小学校

・南港桜小学校

２　学校適正配置の手法

・南港光小学校と南港桜小学校を統合

３　活用する学校施設及び改修等の計画

・南港光小学校の校地
　大阪市住之江区南港中４丁目

・既存校舎を活用（教室改造等を実施）

４　学校適正配置の時期

・令和 12 年４月

５　学校再編整備後の通学路と安全対策

・通学路（案）は別紙のとおり

・新たな通学路等、児童の安全確保については、学校適正配置検討会議において意見聴取のうえ、警察や道路管理者等の関係先と協議し、必要な対策を実施する。

６　当該学校の児童数の推移・見込み

（１）南港光小学校について

・令和８年度は児童数 107 人６学級であるが、今後は児童数 100 人程度、６学級で推移する見込み

（南港光小学校の児童数・学級数推計）

年度(令和)	児童数	学級数	１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生
８年度	107 人	６学級	14 人	６人	13 人	26 人	15 人	33 人
９年度	92 人	６学級	18 人	14 人	６人	13 人	26 人	15 人
10 年度	91 人	６学級	14 人	18 人	14 人	６人	13 人	26 人
11 年度	81 人	６学級	16 人	14 人	18 人	14 人	６人	13 人
12 年度	84 人	６学級	16 人	16 人	14 人	18 人	14 人	６人

（２）南港桜小学校について

・令和８年度は児童数 356 人 12 学級であるが、今後児童数が減少していく見込み

（南港桜小学校の児童数・学級数推計）

年度(令和)	児童数	学級数	１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生
８年度	356 人	12 学級	35 人	53 人	57 人	61 人	69 人	81 人
９年度	311 人	11 学級	36 人	35 人	53 人	57 人	61 人	69 人
10 年度	262 人	10 学級	20 人	36 人	35 人	53 人	57 人	61 人
11 年度	219 人	９学級	18 人	20 人	36 人	35 人	53 人	57 人
12 年度	202 人	９学級	35 人	19 人	21 人	37 人	36 人	54 人

（３）学校再編整備後の小学校の児童数・学級数の見込み

・学校再編整備時の令和 12 年度には、児童数 324 人の 12 学級になる見込み

（学校再編整備後の児童数・学級数推計）

年度(令和)	児童数	学級数	１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生
12 年度	324 人	12 学級	61 人	45 人	43 人	65 人	50 人	60 人

７　その他

（１）小中一貫した教育について

・南港光小学校と南港桜小学校の統合後、南港北中学校との小中一貫校（隣接型）として、児童生徒にとってより良い教育環境をめざす。

（２）総合前後の学校運営等について

・統合を円滑に進めるため、合同行事などを通じて児童、教員の相互交流を図るとともに、教員間において、統合後の学校における教育方針や教育内容について話し合うなど各学校間の連携を強化していく。

・各学校においてこれまで培ってきた取組、文化等を統合後の学校に継承、発展させていく。

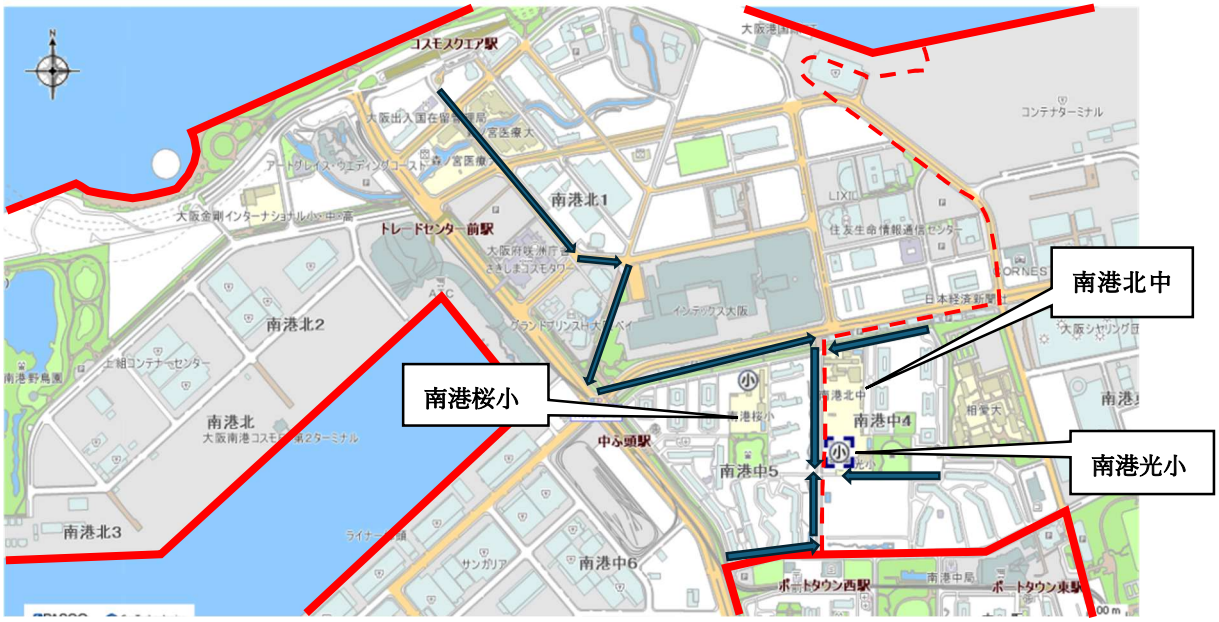
（３）学校適正配置検討会議で意見聴取する事項等について

・本計画に関すること、学校名、校章、校歌、標準服その他必要な事項について、意見を聴取する。

・統合時に、新たな物品（標準服等）が必要な場合は、教育委員会が用意し、保護者に過度な負担を与えないよう配慮する。

別　紙

南港北中学校区　通学路（案）



【凡例】

- 南港光小学校・南港桜小学校統合後の通学区域
- 現在の通学区域境界
- 通学路

大阪市立学校活性化条例（抜粋）

（小学校及び中学校の学級数の適正規模の確保）

第 16 条　教育委員会は、小学校及び中学校（いずれも本市の区域外に所在するもの及び規則第 56 条（規則第 79 条において準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成するものを除く。以下同じ。）の学級数（特別支援学級及び夜間に 2 部授業を行う学級の数を除く。以下同じ。）の規模を適正規模（児童及び生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校及び中学校の学級数の規模をいう。以下同じ。）にするよう努めなければならない。

2　適正規模は、小学校にあっては学級数が 12 から 24 まで、中学校にあっては学級数が 9 から 24 までであることとする。

3　教育委員会は、前項に定める学級数を変更するためにこの条例を改正しようとするときは、あらかじめ大阪市学校適正配置審議会の意見を聴かなければならない。

4　教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校又は中学校であって今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの（中学校にあっては次の各号のいずれかに該当するものに限る。）について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画（以下「学校再編整備計画」という。）を策定しなければならない。

(1)　学級数が 6 を下回る中学校であって今後も 6 以上となる見込みがないと教育委員会が認めるもの

(2)　前号に掲げる中学校以外の中学校のうち教育委員会規則で定めるもの

5　学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校又は中学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、当該学校再編整備計画に係る小学校又は中学校の学級数の規模が適正かつ円滑に適正規模となることができるものでなければならない。

6　教育委員会は、学校再編整備計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

7　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、前項の規定により公表した学校再編整備計画の内容その他教育委員会規則で定める事項について、保護者等の意見を聴かなければならない。

8　前 2 項の規定は、学校再編整備計画の変更について準用する。

9　前各項に定めるもののほか、適正規模の確保に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

大阪市立小学校及び中学校の適正規模の確保に関する規則（抜粋）

（学校再編整備計画）

第 4 条　条例第 16 条第 5 項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)　適正配置対象校、適正配置関係校又は第 2 条第 2 項に規定する学校の学級数及び児童生徒数の推移並びに今後の見込み

(2)　適正配置対象校又は第 2 条第 2 項に規定する学校の学級数の規模を適正規模にするための方法

(3)　学校再編整備計画実施のための学校施設の整備計画

(4)　学校再編整備計画実施後の小学校の通学路及び通学路の安全対策

(5)　その他必要な事項

（学校再編整備計画の策定）

第 5 条　教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校又は第 2 条第 2 項に規定する学校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

2　学校再編整備計画における、当該計画実施後の児童生徒の学校への通学距離は、原則として、小学校においては 2 キロメートル以内、中学校においては 3 キロメートル以内とする。ただし、児童生徒が学校教育法施行令第 5 条第 2 項に定める就学すべき学校の通学区域以外から通学する場合は、この限りではない。

3　適正配置対象校の統合の相手方となる小学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している小学校とする。適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する小学校についても、同様とする。

4　適正配置対象校又は第 2 条第 2 項に規定する学校の統合の相手方となる中学校は、原則として、同一区内にある通学区域が隣接している中学校とする。適正配置対象校又は第 2 条第 2 項に規定する学校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する中学校についても、同様とする。

5　学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合にあっては、適正配置関係校の所在地に、適正配置対象校又は第 2 条第 2 項に規定する学校と統合する場合にあっては、統合するいずれかの学校の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

6　学校再編整備計画の実施の時期は、学校施設の整備計画等を勘案し、最短となるように策定しなければならない。

7　学校再編整備計画の策定は、速やかに行うものとする。ただし、次の各号に掲げる学校の学校再編整備計画は、学級数及び児童生徒数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策

定するものとする。

(1)　第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで又は第 3 条第 2 項に区分される学校のうち就学規則第 5 条第 2 項の規定により保護者が選択できる施設一体型小中一貫校

(2)　第 3 条第 1 項第 6 号に区分される小学校

(3)　第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 3 条第 2 項に区分される学校のうち教育委員会が特別の事由があると認める学校

(4)　第 2 条第 2 項に規定する中学校